

リコール検討会の議事の公開について

リコール検討会の議事の公開については、「リコール検討会開催要領」において、

7. 議事の公開

- (1) 本検討会の配布資料及び議事要旨については、原則として検討会開催後速やかに公開する。
- (2) 本検討会及び議事録は公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。ただし、検討会で合意された場合には、公開できることとする。

とし、配布資料と議事要旨のみ公開していたが、今般、この規定を改め、以下の通りとしたい。

7. 議事の公開

- (1) 検討会の会議は公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。
- (2) 検討会の配布資料については、原則として検討会開催後速やかに公開する。
- (3) 検討会の議事録（発言者氏名を除く。）は、検討会委員の了承を得た後、速やかに公開する。ただし、個人情報、設計・製作上の企業秘密やユーザーサービスなど経営戦略に係る事項等について議論が及ぶ等、特段の理由がある場合には、検討会の合意を得た上で、全部又は一部を非公開とすることができる。全部を非公開とする場合は、議事要旨を公開する。

リコール検討会開催要領（案）

1．会議の名称

リコール検討会とする。

2．開催目的

近年、自動車のリコールに対する社会的関心が高まっており、また、自動車以外の製品における事故の発生などからも制度のあり方が注目されている。

このため、「リコール検討会」は、自動車のリコールについて多角的な視点から議論を行うことにより課題を明らかにし、必要に応じて制度や運用の改善を検討することを目的とする。

3．検討事項

- (1) リコールにかかる問題点の把握
- (2) リコールの見直しに関する助言
- (3) リコールの社会的役割
- (4) 経験を生かすことの検討
- (5) その他重要事項

4．開催主体

国土交通省とする。

5．検討会の委員

- (1) 検討会の座長は構成員の互選により決定するものとする。
- (2) 委員の任期は原則2年とする。ただし、座長と国土交通省が議論の上再任することができるものとする。

6．開催回数

会議は、年間3回程度開催する。

7．議事の公開

- (1) 検討会の会議は公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。
- (2) 検討会の配布資料については、原則として検討会開催後速やかに公開する。
- (3) 検討会の議事録（発言者氏名を除く。）は、検討会委員の了承を得た後、速やかに公開する。ただし、個人情報、設計・製作上の企業秘密やユーザーサービスなど経営戦略に関係する事項等について議論が及ぶ等、特段の理由がある場合には、検討会の合意を得た上で、全部又は一部を非公開とすることができる。全部を非公開とする場合は、議事要旨を公開する。